

令和6年度 信越総合通信局重点施策

～ デジタルの力で 切り拓く 信越の明日 ～

信越総合通信局は、デジタルの力で信越地域の社会課題の解決と魅力の向上を図るとともに、豊かで持続可能な地域社会を実現するため、「情報通信環境整備による地域社会DXの推進」、「デジタル技術の活用による持続可能な地域社会の実現」、「ICTによる安全・安心なくらしの実現」の3つの柱を掲げ、重点的に取り組んでいきます。

1 情報通信環境整備による地域社会DXの推進

デジタル実装による地域課題解決と、その前提となるデジタルインフラの整備を支援することにより、地域社会DXの推進を目指します。

(1) デジタル実装による地域課題解決

① 地域協議会を通じたデジタル実装とインフラ整備のマッチングの推進

信越地域におけるデジタル田園都市国家構想の実現に向け、地方公共団体や通信事業者等から形成される「信越デジタル田園都市国家構想推進WG」の議論を踏まえ、地域のニーズに応じたデジタルインフラの整備を推進します。

また、整備した通信インフラを活用し、信越地域の様々な課題に対応したデジタル実装を推進するため、地域におけるデジタル実装の優良事例や新しい技術に関する知見等を共有することで、デジタルの力を活用した地域課題の解決を目指します。

② デジタル技術を活用した地域課題解決のための伴走支援

地方公共団体等によるローカル5G等のデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築支援（導入・運用計画策定のコンサルティング支援、専門家等の地方公共団体への通年派遣）、②実証事業（先進的なソリューションの実用化支援等）、③補助事業（地域の通信インフラの整備費用補助）などにより、それぞれの地域の状況や課題に応じた伴走型の支援を実施します。

③ 地域情報化アドバイザーの活用促進

地域が抱える様々な課題を解決するため、デジタル技術の活用を検討している地方公共団体等に対し、それぞれの課題やニーズに応じたデジタルの知見を有する「地域情報化アドバイザー」の活用を促進することで、信越地域におけるDXの推進を支援します。

また、信越地域のアドバイザーと地方公共団体が会する「地域情報化アドバイザー信越地方会議」を開催し、近年の派遣事例の共有や派遣により得られた気付きに基づくアドバイザーからの講演等を実施することで、信越地域の課題に即した助言等を得られる機会を創出します。

(2) デジタルインフラの整備

① 高速・大容量無線通信のための光ファイバ整備の推進

5GやIoT等の高度無線環境の実現に向けて、地方公共団体や電気通信事業者が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する際の費用の一部を支援することで、条件不利地域における光ファイバの整備を推進します。

② 携帯電話等のエリア整備の推進

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進するため、地方公共団体や電気通信事業者の要望等を把握し、整備費の補助を行ってエリア化を推進します。

2 デジタル技術の活用による持続可能な地域社会の実現

デジタルを活用した誰一人取り残されない社会の推進、地域の未来を支える人材育成と研究開発の推進、海外に対する地域の魅力の発信のための取り組みを進めることにより、持続可能な地域社会の実現を目指します。

(1) デジタルを活用した誰一人取り残されない社会の推進

① 高齢者等に対するスマートフォン講習会の開催支援

デジタル活用に慣れていない高齢者等を対象に、管内の民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する講習会を実施することにより、誰でもデジタルの恩恵を享受できる、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指します。

② テレワークを活用した多様な働き方の推進

ICTを利用して時間や場所を有効に活用できるテレワークを推進し、地域における多様な働き方の定着を目指します。特に、育児・介護・障害等のために就業に制約がある方々のテレワークを活用した地域就労支援に関する地方公共団体や地元企業の取組を支援し、信越地域の先進事例の横展開を後押しすることで、地域における雇用創出・労働力確保・デジタル人材の育成等を促進し、持続可能な地域社会の形成を目指します。

(2) 地域の未来を支える人材育成と研究開発の推進

① デジタル人材の育成と地域発の新たなビジネスアイデアの創出

地域に根ざした企業や大学等と連携し、ICT関連事業の起業やアプリケーション開発等を目指す学生等を対象としたアプリコンテスト、ビジネスアイデアコンテスト、高専ワイヤレステックコンテスト等の開催を支援することで、将来の信越地域を担うデジタル人材の育成と地域発の新たなビジネスアイデアの創出を目指します。また、地域のデジタルコンテンツクリエイターの発掘・育成を目指し、「にいがたデジコングランプリ」の開催支援や審査員派遣等を実施します。

② 地域発展のための基盤技術研究開発等の支援

信越地域が抱える課題の解決や、ニーズに対応したデジタルインフラ整備が求められている状況を踏まえ、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（FORWARD）など、管内の大学や企業等が行う電波の有効利用を促進する基盤技術や電波利用システムを用いたデジタルインフラ構築に資する研究開発等を支援します。

(3) 海外に対する地域の魅力の発信

① 放送コンテンツによる信越地域の魅力の海外発信支援

信越地域に対する関心を高めて海外から需要を呼び込むため、地方公共団体と地元放送事業者等との連携を後押しし、各地域の魅力を伝える放送コンテンツの制作・海外放送局等での発信などを支援することにより、地域から海外へ向けた情報発信力の強化を図ります。

3 ICTによる安全・安心なくらしの実現

情報通信基盤の強靱化、電波監視と電波利用環境の維持・監理、通信サービスにおける安全・信頼性確保のための取り組みを進めることにより、安全・安心なくらしの実現を目指します。

(1) 情報通信基盤の強靱化

① 防災・減災対策の推進

災害時における通信サービスの確保のため、関係機関と被害情報の共有、早期復旧等を行う体制を確保し、災害に備えます。

管内地方公共団体の総合防災訓練及び自衛隊との協同訓練等に参加し、災害時における当局の支援策や公共ブロードバンド移動通信システム等の貸出機器の周知を行います。

信越地方非常通信協議会の内容充実を図るとともに、日頃から災害時における関係機関と被害情報の共有、早期復旧等を行う体制を確保します。また県災害対策本部へのリエゾン派遣の体制を整え、災害対策用移動通信機器や災害対策用移動電源車、臨時災害放送局用設備等の貸与や、無線局の許認可手続を迅速に行う（臨機の措置）などの支援を行います。

地域住民に災害情報等を伝達する手段の一つである防災行政無線のデジタル化への整備促進を行うとともに、地方公共団体のニーズに応じた整備計画等への相談・助言を行います。

② 災害に強い地上放送・ケーブルテレビのネットワーク構築支援

近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、国民に対する迅速かつ適切な情報提供手段を確保することを目的とするラジオの難聴解消のための中継局の整備、及び大規模災害時における中継局等からの放送継続のためのテレビやラジオの中継局等の耐災害性強化の支援に取り組みます。

また、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や2ルート化等による耐災害性強化の支援に取り組みます。

(2) 電波監視と電波利用環境の維持・監理

① 電波監視の充実

地域住民が安心して暮らせるよう、人命及び財産の保護等に係る重要無線通信への混信・妨害の発生事案には、迅速に障害源の特定と排除に向けて取り組みます。また、能動的な電波監視に加え、捜査機関との連携により免許を受けていない不法な無線局及び法令に違反している無線局に対し、適切かつ厳正に対処します。

② 電波利用に関する周知啓発

我が国で使用が認められない外国規格の無線機器及び微弱電波の基準を逸脱している無線機器等の流通抑止や使用の未然防止と適正な運用を図るため、電波利用のルールについて効果的な周知啓発を推進します。また、医療機関の施設で電波を使用する際の課題を把握・整理し、安全・安心に使用するための周知啓発を行うとともに、地域住民が電波の安全性に関する正しい知識と理解を深められるよう努めます。

(3) 通信サービスにおける安全・信頼性確保

① サイバーセキュリティ意識の向上と人材育成

信越地域でのサイバーセキュリティ意識向上を実現するために、信越サイバーセキュリティ連絡会などと連携して、県民や企業を対象としたサイバーセキュリティに関するセミナーやサイバーインシデント演習等の啓発イベントを開催します。

また、地方公共団体等の情報システム担当者のサイバー攻撃への対処能力向上を目的として実施する体験型の実践的サイバー防御演習（CYDER）について、管内の地方公共団体職員等の参加拡大に取り組みます。

② 青少年のICTリテラシー向上

児童・生徒やその保護者、学校の教員など幅広い世代を対象として、ネットいじめ、誘い出し、なりすまし、ネット詐欺といった危険を正しく理解し、ICTリテラシーを高める「e-ネットキャラバン」をはじめとして、ICTの安全・安心な利用に関する各種啓発活動を推進します。

また、教育系学部の大学生を対象として、将来、教育現場で児童・生徒に対して、ICTリテラシーを教えることができる能力を身につけていただくため、管内の大学と連携して学部の正規授業として情報モラル教育を実施します。

③ 電気通信サービスにおける消費者保護

複雑化する電気通信サービスにおいて、その販売手法や契約内容について様々なトラブルが生じていることから、消費者からの苦情や相談等を電話で受け付け、管内の消費生活センター等の関係機関と情報交換等を行うとともに、電気通信事業者や販売代理店に対して、電気通信事業法等の消費者保護ルールを遵守するよう求めていきます。